

令和2年7月28日

新型コロナウイルス感染症緊急包括支援事業（介護分）
に関するQ&A（第2版）

※慰労金抜粋

赤字箇所が、第2版で追加した項目となります。

厚生労働省老健局

目 次

(2) 介護サービス事業所・施設等に勤務する職員に対する慰労金の支給事業

- 対象者の範囲について（問75～115）
- 対象期間の考え方について（問116～127）
- 支給額について（問128～135）
- 申請手続きについて（問136～168）
- 退職者について（問169～177）
- 併設事業所について（問178～179）

(2) 介護サービス事業所・施設等に勤務する職員に対する慰労金の支給事業

	質問	回答
・対象者の範囲について（75～115）		
75	利用者 と接する職員とは、職種で判断するのではなく、事務員等でも臨時的に利用者 に接する業務を行 った場合は対象となると解釈して良いでしょうか。また良いとした場合、その臨時的対応が10日未 満であっても事業所での勤務日が10日以上あれば対象と考えて良いでしょうか。	お見込みのとおりです。 利用者 との接触とは、身体的接触に限られるものではなく、対面する、会話する、同じ空間で作業する 場合も含まれます。利用者 がいる建物から離れた別の建物に勤務し、物理的に利用者 に会う可能性が全 く無いような場合は対象とはなりません。 また、利用者 と接触する日が1日でもあれば対象となります。 なお、最終的な判断は都道府県が行うこととなりますが、一義的には各事業者で判断いただくことにな ります。
76	「利用者 との接触を伴い」かつ「継続して提供することが必要な業務」の趣旨は、どのような業務内容 を指すのか具体的にお示しください。また、同一建物内の事業所・施設等に勤務している職員であって も上記趣旨に合致しない場合は、対象にならない者もいると解釈して良いでしょうか。	利用者 との接触とは、身体的接触に限られるものではなく、対面する、会話する、同じ空間で作業する 場合も含まれます。利用者 がいる建物から離れた別の建物に勤務し、物理的に利用者 に会う可能性が全 く無いような場合は対象とはなりません。 継続して提供とは、一定の期間継続的に提供することを前提とした業務であれば対象として差し支えあ りません。 なお、最終的な判断は都道府県が行うこととなりますが、一義的には各事業者で判断いただくことにな ります。
77	慰労金について、日常的には施設利用者 とは接することが少ない常勤事務職員の場合、一度でも利用者 と接したことがあれば対象となりますか。また、どの職種まで対象なのでしょう。介護職員のみなの か、それとも、調理員や清掃員、宿直員を含むのでしょうか。	対象期間に1日でも利用者 と接した職員は対象となります。また職種に限定はありません。
78	レンタル用具返却の消毒洗浄作業のみにかかわる者で利用者 と接触しない者は対象となりますか。	対象とはなりません。
79	「介護サービス事業所・施設等に勤務する職員に対する慰労金の支給事業」における利用者 とは、新型 コロナウイルス感染症の陽性者、濃厚接触者以外の者を含むと解釈してよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。
80	・実施要綱3（2）ア1②における、「継続して提供することが必要な業務」について、国が想定する 具体例（対象及び対象外双方の具体例）について御教示ください。	一定の期間継続的に提供することが前提とされる業務であれば対象として差し支えありません。

81	<p>実施要綱3(2)ア(ア)(1)で施設等に勤務し、利用者と接する職員とありますが、具体的にはどの範囲までが対象となりますか(事務職員、清掃員、調理師等も対象となりますか)。 また、対象者の確認方法をどうすれば良いでしょうか。</p>	<p>対象職種には限定はありません。申請様式において確認するとともに、各事業所においては都道府県からの求めがあった場合に関係書類が提出できるよう適切に保管する取扱とします。</p>
82	<p>施設等の厨房や送迎の職員は対象に含まれますか。 対象施設等に併設された法人本部職員が、利用者と接している場合には対象に含まれますか。</p>	<p>支給対象は職種で区分していないので、ご指摘の職員も対象となり得ます。</p>
83	<p>事務職員、給食調理員、リネン業務員、運転手についても、「利用者との接触を伴い」かつ「継続して提供することが必要な業務」に合致する状況下で働いていると判断されれば、給付対象となるのでしょうか。</p>	<p>お見込みのとおりです。</p>
84	<p>慰労金について、訪問介護事業所等の事務員等は対象に含まれますか。</p>	<p>訪問介護事業所等において、感染症対策に配慮したサービス提供をヘルパー等と一体となって実現している場合には対象となります。 なお、対象期間に訪問サービスを提供していないサービス提供責任者やヘルパーについても同様の取扱いとなります。</p>
85	<p>実施要綱3(2)ア(II)②「慰労金の支給事業」の対象について、「利用者との接触を伴い」かつ「継続している提供することが必要な業務」に合致する状況下で働いている職員とされていますが、条件に合致する場合、以下の職員も対象に認められますか。 例) 清掃等の受託契約で従事する者、食事介助や洗濯等のボランティア、デイサービス送迎車の運転手</p>	<p>実施要綱のとおり、要件に該当した職員、派遣労働者、業務受託者において対象となります。ボランティアについては対象となりません。</p>
86	<p>実施要綱3(2)アII②について、「派遣労働者の他、業務受託者の労働者として当該介護サービス事業所・施設等において働く従事者についても同趣旨に合致する場合には対象に含まれる。」とありますが、施設と直接契約関係のない保険販売員や飲料販売業者等については対象外と考えてよいでしょうか。</p>	<p>お見込みのとおり、事業所・施設と直接契約関係の無い業者は対象となりません。</p>
87	<p>実施要綱3(2)ア(1)で慰労金の給付対象となる職員を「(1)①アの介護サービス事業所・施設等に勤務し…」と規定しているので、介護予防・生活支援サービス事業を実施する事業所職員も対象になると考えますが、「※ ただし、介護予防・生活支援サービス事業の事業者であって、当該地域における緊急事態宣言発令中に市町村からの要請を受けて業務を継続していた事業所については、対象となる。」との規定があります。この規定は、介護予防・生活支援サービス事業を実施する事業所については、但し書きに規定する者しか対象にならないということでしょうか。また、「市町村からの要請を受けて業務を継続していた」場合とは、どのような例が想定されるのでしょうか。</p>	<p>介護予防・生活支援サービスを指定の形で実施している場合は、「介護サービス事業所・施設等」に含まれるため対象となります。これに加え、指定でない形で介護予防・生活支援サービス事業を実施している場合も、市町村からの要請を受けて事業を継続していた場合も対象となります。</p>

88	介護予防・日常生活支援総合事業の「訪問型サービス」及び「通所型サービス」について、仮に、コロナ発生時点から6月30日までに、サービス提供実績が全く無い事業所の場合、「慰労金」の対象外という理解で良いでしょうか。	お見込みのとおりです。
89	市町村からの業務継続要請がある場合は、総合事業の事業所は対象に含まれることとなりますが、市町村からの要請は文書で行われている必要はありますか。	指定サービス・介護予防ケアマネジメントについては対象となります。また、その他介護予防・生活支援サービス事業の事業者であって、当該地域における緊急事態宣言発令中に市町村からの要請を受けて業務を継続していた事業所については、対象となります。なお、「市町村からの要請」については、特段の形式を問いません。
90	総合事業（介護予防・生活支援サービス事業）の事業者は対象になりますか。	実施要綱に記載のとおり、「指定サービス」及び「介護予防・生活支援サービス事業の事業者であって、当該地域における緊急事態宣言発令中に市町村からの要請を受けて業務を継続していた事業所」が対象となります。
91	慰労金の支給事業の支援対象者等について 介護予防・生活支援サービス事業の第1号訪問事業、第1号通所事業、第1号生活支援事業及び第1号介護予防支援事業の事業所に勤務し、利用者と接する職員で3（2）ア（ア）（Ⅱ）の該当する職員も対象になりますか。 また、介護予防・生活支援サービス事業の事業所であって、当該地域における緊急事態宣言発令中に市町村からの要請を受けて業務を継続していた事業所とは、具体的にどのような事業所を指しますか。	上段については、介護予防・生活支援サービス事業の指定サービスとして実施されていれば対象となります。 下段については、指定サービス以外の介護予防・生活支援サービス事業所の職員を想定しています。
92	実施要綱（案）5ページ目の11行目に「※ただし、介護予防・生活支援サービス事業の事業者であって、当該地域における緊急事態宣言発令中に市町村からの要請を受けて業務を継続していた事業所については、対象となる。」と記載がありますが、どういった意味でしょうか。 給付の対象事業所に介護予防・日常生活支援総合事業を含むと記載があるため、上記背景がなくとも事業所がサービスを提供していた場合、給付の対象となるのではないのでしょうか。	左記のただし書きは、介護予防・生活支援サービスの事業所のうち、委託等の指定以外で実施されているサービス（サービスAやサービスC等）を想定しています。
93	（20万円対象者）「感染症患者又は濃厚接触者」の終期はいつまでとなりますか。入院措置等の解除日までとなりますか。また、濃厚接触者の終期についてはどのように整理すればいいでしょうか。	感染症患者の終期は、当該患者が退院基準、宿泊療養・自宅療養の解除基準を満たす等により、感染の疑いがないと判断された時となります。 濃厚接触者の終期は、基本的には最終曝露日から14日間の健康観察期間が終わった時ですが、濃厚接触者かどうかを確認した結果、濃厚接触者であると確認できない場合は濃厚接触者ではないとして取り扱ってください。
94	「濃厚接触者」には、「濃厚接触者として認定されていないが、保健所指導でPCR検査を受け自宅待機を要請された者」は含まないと解してよいでしょうか。	含みません。

95	「濃厚接触者」の定義について。	<p>A：濃厚接触者は保健所が判断しますが、保健所等から濃厚接触者の情報が得られない場合について、以下に該当した場合は、対象として差し支えありません。</p> <p>①濃厚接触者である利用者に保健所から連絡が入る</p> <p>②濃厚接触者である利用者が、保健所から自身が濃厚接触者であることの連絡があったことについて、事業所に報告</p> <p>③事業所がそれを認識した上でサービスを提供</p> <p>※上記について職員の装備や勤務記録、サービス提供記録、その他の書類を踏まえて確からしいと判断がつけば可</p>
96	慰労金の支給基準について、20万円支給対象職員に関しては、感染者・濃厚接触者発生日以降とありますが、発生日とは次のうち、どの日を指していますか。（感染者：発症日・陽性確定日、濃厚接触者：感染者と接触した日、事業所が認識した日、保健所が当該人物を把握した日）	実施要綱に記載のとおり、患者については症状が出た日、濃厚接触者については感染者と接触した日となります。
97	例えば、特別養護老人ホーム内で感染者が発生した場合に、同一施設内に併設する短期入所、通所介護、訪問介護等の他のサービスのすべてについて感染者が発生した事業所に区分できると考えてよいでしょうか。	同一空間を共有している併設事業所は、全てに感染者が発生した事業所と取り扱って差し支えありません。
98	慰労金について、特定施設入居者生活介護の指定を受けていない事業所については、都道府県が実施者、特定施設入居者生活介護の指定を受けている事業所は国保連となっておりますが、特定施設入居者生活介護の指定を受けている事業所のうち、特定施設入居者生活介護のみ対応している従業員だけではなく、事業所単位で考えて、特定施設入居者生活介護以外の部分を担当している職員も含めて、国保連の対象事業所と考えればよいでしょうか。（特定施設入居者生活介護の指定を受けていれば、事業所単位で考えて、それぞれの職員の担当分で考えるわけではないという理解で問題ないでしょうか）	<p>お見込みの通りです。</p> <p>特定施設入居者生活介護の指定を受けている事業所であれば国保連による支払が可能であり、この場合、特定施設入居者生活介護のみ対応している従業員だけではなく、事業所単位で考えて、特定施設入居者生活介護以外を担当する職員も含めて申請が可能です。</p>
99	サービス付き高齢者向け住宅も対象となっておりますが、有料老人ホームに該当しないサービス付き高齢者向け住宅も含めて全て対象となるという認識でよいでしょうか。	お見込みのとおりです。
100	地域包括支援センターは本補助の対象となりますか。	実施要綱の対象事業所として、「各介護予防サービス及び介護予防・日常生活支援総合事業（指定サービス・介護予防ケアマネジメント）を含む」とされており、この観点から地域包括支援センターも対象となります。また、公立、民間は問いません。

101	<p>みなし指定の居宅療養管理指導事業所における「10日以上勤務した者」とは、薬局等に10日間勤務すればよいのでしょうか。</p>	<p>居宅療養管理指導事業所の職員として、「利用者と接する」必要があることから、居宅療養管理指導を提供するために利用者宅を訪問した日数が、暦日で10日以上ある必要があります。</p>
102	<p>実施要綱3(2)ア(1)において、「※ ただし、介護予防・生活支援サービス事業の事業者であって、当該地域における緊急事態宣言発令中に市町村からの要請を受けて業務を継続していた事業所については、対象となる。」と規定されていますが、市町村から要請を受けていないが、業務を継続していた事業所は支給対象外なのでしょうか。</p>	<p>左記の場合は対象外となります。 なお、市町村からの要請については特段の形式は問いません。</p>
103	<p>実施要綱3(2)ア(1)において、「※ ただし、介護予防・生活支援サービス事業の事業者であって、当該地域における緊急事態宣言発令中に市町村からの要請を受けて業務を継続していた事業所については、対象となる。」と規定されていますが、「市町村からの要請を受けて業務を継続していた」場合として、どのような例が想定されるのか、ご教示ください。 例えば、緊急事態宣言発令中に、市町村が事業所に対し、感染防止対策を講じるよう注意喚起の周知を行った場合、業務を継続することを前提に周知するものと考えられるため、それをもって業務継続を要請したものと解釈してよいのでしょうか。</p>	<p>詳細の事情を把握していないため一概には言えませんが、市町村からの要請については特段の形式を問いませんので、市町村と事業所が同じ認識であれば対象となる可能性があります。</p>
104	<p>高齢者専用マンション（有料老人ホームやサービス付き高齢者住宅など実施要綱で給付対象としている事業所・施設等ではありません。）で、入居者の健康管理に従事する看護師については、慰労金の対象ではないと思われませんが、入居者がデイサービスで通所している施設において、クラスターが発生したことにより、濃厚接触者とされた入居者の健康観察（2週間）に従事した場合、当該看護師に慰労金は支給されないのでしょうか。</p>	<p>慰労金の支給対象とはなりません。</p>
105	<p>地域包括支援センターにおいては、介護予防ケアマネジメントを行っていることから利用者と接しサービスを継続している職員の慰労金、事業所の支援金は支給対象と認識しているところですが、地域包括支援センターの中には市町村職員が対応しているところもありますが、この場合、市町村職員も慰労金支給の対象となるのでしょうか。また、事業所として市町村が支援金の対象となるのでしょうか。</p>	<p>公立、民間の区別は問いません。公設施設で制度的に市町村が慰労金を受け入れられない場合は、当該事業所（センター）や職員から直接都道府県に申請することとなります。</p>
106	<p>緊急包括支援事業の慰労金の支援対象者（ア）－（Ⅰ）の「『利用者と接する』職員」と（ア）－（Ⅱ）－②「『利用者との接触を伴い』～」とは、どのような違いがありますか。</p>	<p>違いはありません。 利用者との接触とは、身体的接触に限られるものではなく、対面する、会話する、同じ空間で作業する場合も含まれます。 利用者がある建物から離れた別の建物に勤務し、物理的に利用者に会う可能性が全く無いような場合は対象とはなりません。</p>

107	未届けの有料老人ホームについては、慰労金の支給対象外でしょうか。	お見込みのとおり対象外です。
108	慰労金の20万円の対象範囲について、病院内に事業所がある場合、その事業所の利用者において感染者・濃厚接触者は発生していませんが、感染者・濃厚接触者を病院として受け入れている場合、20万円の支給対象となるのでしょうか。	医療機関と同一空間を共有する併設事業所の場合は、感染者、濃厚接触者に対応した医療機関と同様の取扱として差し支えありません。
109	慰労金の20万円の対象範囲について、デイサービス等における利用者の定義は、「登録者」ではなく、「患者・濃厚接触者としての基準日（患者については、症状が発生した日、濃厚接触者については、患者と接触があった日）以降に利用があった者」という理解でしょうか。それとも登録者ということでしょうか。（その場合、直近で利用がなく、契約のみ残っている者が患者・濃厚接触者になった場合でも対象になるということでしょうか）	登録者ではなく、「患者・濃厚接触者としての基準日（患者については、症状が発生した日、濃厚接触者については、感染者と接触した日）以降に利用があった者」となります。
110	慰労金の20万円の対象範囲について、訪問系については、サービスを1度でも提供したものとありますが、訪問系である以上、訪問をしたことが条件と考えればよいでしょうか。居宅療養管理指導事業所、居宅介護支援事業所、福祉用具貸与事業所については、患者・濃厚接触者としての基準日以降に訪問をして指導等したことが条件であるという認識でよいでしょうか。（例えば、福祉用具について、レンタル期間中に結果として、濃厚接触者となったが、訪問等調整をしていない場合でも対象になり得るのでしょうか。）	実際に、訪問をしたことが条件となります。左記については、利用者が濃厚接触者である期間に実際に訪問をしていない場合は対象とはなりません。
111	実施要綱の3、（2）、ア、（ア）、（1）に記載されている「介護予防・生活支援サービス事業の事業者であって、当該地域における緊急事態宣言発令中に市町村からの要請を受けて業務を継続していた事業所」に、以下の事業所が該当するか御教示ください。 委託により訪問型サービスを提供する事業所であり、所在する町内でコロナウィルス感染症陽性者が発生し、町からの休業要請により、4月10日から休業し、再度、町の要請で 5月7日から事業を再開した事業所（当県における緊急事態宣言の発令期間は4月16日～5月13日です。）	緊急事態宣言発令中に市町村からの要請をうけて業務を実施した事業所が対象となり、勤務期間（10日以上）の換算期間については、実施要綱で定めるとおり始期から6月30日までの間となります。
112	実施要綱の対象事業所として「各介護予防サービス及び介護予防・日常生活支援総合事業（指定サービス・介護予防ケアマネジメント）を含む」とされていることから、地域包括支援センターもサービス提供支援事業の対象となるとの記載がありますが、各介護予防サービス及び介護予防・日常生活支援総合事業（指定サービス・介護予防ケアマネジメント）を外部に委託している地域包括支援センターについても、対象となりますか。	地域包括支援センターが介護予防ケアマネジメントを外部に委託する場合においても、地域包括支援センターは、初回の介護予防ケアマネジメントを行うほか、継続して関与することとなっており、これらの業務を通じて、利用者との接触を伴うセンター職員については、対象として差し支えありません。

113	訪問介護事業所の事務員やサービスを提供していないヘルパー等については、「感染症対策に配慮したサービス提供をヘルパー等と一体となって実現している場合には対象となります」とされています。要綱では利用者と接する職員とされているところですが、当該職員は、実際に利用者宅でサービス提供を行っていない事務職員でも対象となるのでしょうか。	感染症対策に配慮したサービス提供をヘルパー等と一体となって実現している場合には、お見込みのとおり対象となります。
114	生活支援ハウスの職員は慰労金の対象となるのでしょうか。	生活支援ハウス（高齢者生活福祉センター）については、公的な仕組みとして位置付けているとともに、1人暮らしに不安がある高齢者に対して住まいを提供して生活支援を行うものであることから、他の居住系サービスと同様に取扱い、慰労金の対象として差し支えありません。
115	特定福祉用具販売の福祉用具専門相談員は慰労金の対象になるのでしょうか。	原則として福祉用具相談専門員が、特定福祉用具販売の業務として、10日以上、利用者の居宅へ訪問をして利用者に接した場合は、慰労金の対象として差し支えありません。
・対象期間の考え方について（116～127）		
116	慰労金の支給基準について、20万円支給対象職員に関しては、感染者・濃厚接触者発生日以降とありますが、発生日とは次のうち、どの日を指していますか。（感染者：発症日・陽性確定日、濃厚接触者：感染者と接触した日、事業所が認識した日、保健所が当該人物を把握した日）	実施要綱に記載のとおり、患者については症状が出た日、濃厚接触者については感染者と接触した日となります。
117	慰労金の支給基準について、20万円支給対象職員に関して、「※対象期間に10日以上勤務した者であること」とありますが、5万円支給対象職員については、勤務日数にかかわらず（1日未満でも）勤務していれば対象となるのでしょうか。	実施要綱に記載のとおり、20万円、5万円のいずれにしても対象期間に10日以上勤務することが必要です。
118	支援対象者は「勤務した日が延べ10日間以上あること」が要件の一つとなっていますが、日を跨ぐ夜勤勤務は2日間とカウントするということでしょうか。 例) 4月10日17時から4月11日9時までの夜勤 →延べ2日間	慰労金支給に係る勤務日のカウントについては、夜勤により日をまたぎ、当該施設の一日の所定労働時間を超える場合は2日として算定して差し支えありません。同一日に複数回シフトに入る場合は、同一日であるため1日とカウントします。
119	「介護サービス事業所・施設等に勤務する職員に対する慰労金の支給事業」の対象である介護サービス事業所等での10日以上の勤務実績は、国の事業説明資料にあるように、1日当たりの勤務時間の長短は問わないという理解でよいか。	1日当たりの勤務時間の長短は問いません。

120	慰労金支給事業において、「患者又は濃厚接触者に対応」（訪問系の場合）又は「患者又は濃厚接触者が発生」（それ以外の場合）とは、R2年6月30日までにということか。それ以降も対象ということであれば、5万円を支給した後に、上記に該当するとなった場合は、差額の15万円を追加で支給するのでしょうか。	6月30日までの間となります。
121	慰労金支給対象職員の始期は都道府県等における発症1例目等の明示がされていますが、終期が明示されていません。終期は6月30日なのか年度内なのか御教示ください。 例えば6月30日までに10日以上勤務実績がある職員が働く施設で、10月に感染者が発生した場合、当該職員は20万円支給の対象となるのでしょうか。仮にそうだとすると、最初に5万円を支払い、その後15万円を追加で払うのでしょうか。	終期は6/30となり、その時点の状況で対象者と支給額が決定となります。
122	慰労金に関し、支援対象者の要件の一つとして、発生日または受入日から6月30日までの間に「介護サービス事業所・施設等で通算して10日以上勤務した者」とありますが、例えば、7月1日以降に入職し、申請までの間にクラスター等が発生した際に「利用者との接触を伴う」業務に従事した職員は、支給対象とならないのでしょうか。	お見込みのとおりです。
123	実施要綱3(2)関係 始期より令和2年6月30日での間に延べ10日以上勤務していることが支援対象者の条件とされていますが、イ①※「患者については症状が出た日、濃厚接触者については感染者と接触した日」も同様に6月30日までを想定しているのでしょうか。	お見込みのとおり、6/30までとなります。
124	1人20万円給付の場合、新型コロナウイルス感染症患者又は濃厚接触者が発生した日（以下「発生日」という。）の給付対象となる期間（以下「給付対象期間」という。）が明確に記載されていませんが、例えば、発生日が令和2年7月1日以降で、当該施設での勤務が始期から令和2年6月30日までの間に10日以上あり、かつ、発生日以降に感染症患者又は濃厚接触者である利用者に対応した職員は、給付対象となりますか。あるいは、給付対象期間についても、給付対象となる職員の勤務要件の「始期より令和2年6月30日までの間」と同一と解して良いのでしょうか。	給付対象期間は、給付対象となる職員の勤務要件の「始期より令和2年6月30日までの間」となり、その時点で慰労金の対象者及び金額が確定します。
125	6/30以降新型コロナウイルス感染症に対応した場合、慰労金について20万円の対象外ということになるのでしょうか。 対象外の場合、当該感染症に対応したにもかかわらず、日にちによって差が生じてしまいますが、どのように考えを整理されるのでしょうか。	基準日を設定しない場合、年度末まで金額が固まらないこと及び慰労金の早期執行の観点から、医療分も含め一定の期限を設定したことについてご理解ください。

126	慰労金の支給対象は、介護サービス事業所・施設等において勤務した日が通算して10日以上とのことですが、例えば、介護施設に5日、障がい者施設に5日勤務した場合は、支給の対象となりますか。	介護事業所・施設等と障害福祉サービス事業所・施設等との勤務日の合計を慰労金の要件に合算して差し支えありません。
127	慰労金の算定要件として10日以上勤務した者とされますが、1日1時間10日勤務した者が対象で8日計64時間勤務した者が対象とならないのは趣旨に沿わないと思われませんが、認められないでしょうか。	全国一律で時間では無く日数での区切りとしています。ご理解願います。
・支給額について（128～135）		
128	慰労金支給事業において、P6、訪問系サービス以外の介護事業所・施設等において、「新型コロナウイルス感染症患者又は濃厚接触者が発生した日」とありますが、患者又は濃厚接触者とは利用者に限るのでしょうか。事業書・施設等の職員が感染し、利用者に誰も患者・濃厚接触者がいない場合は、20万円の対象となるのでしょうか。	実施要綱に記載のとおり、利用者に誰も感染者・濃厚接触者がいない場合は5万円となります。
129	「介護サービス事業所・施設等に勤務する職員に対する慰労金の支給事業」における「イ 支援額」について、以下の場合、給付額は20万円になると解釈してよろしいでしょうか。 4月20日 利用者に新型コロナウイルス感染症陽性者発生 5月20日 当該事業所の利用者はすべて完治（退院） 6月1日 職員を採用（6月30日までに10日以上勤務し、利用者と接触） 上記の際の6月1日採用職員の給付額	20万円の給付額となります。
130	「利用者との接触を伴い」かつ「継続して提供することが必要な業務」に合致する状況下に係る判断は法人（事業所）においてなされるのでしょうか。 ※同一施設で5万円対象者と対象にならない職員が発生することを懸念している。	最終的な判断は都道府県となりますが、一義的には事業所、施設において判断がされます。なお、要件に該当した者を排除することは認められません。
131	支援額について、利用者に新型コロナウイルス感染症が発症又は濃厚接触者である利用者に対応した職員は一人20万円とされていますが、通所リハで、利用者の家族が、新型コロナウイルス感染症であり、利用者が濃厚接触者であった場合、その事業所の職員は、一人20万円の対象となるのでしょうか。また、入所の利用者も入院後に陽性反応が出た場合は、対象となるのでしょうか。	通所リハのケースは、当該利用者が濃厚接触者である期間にサービスを利用した場合は、その利用日以降に勤務した職員は20万円の対象となります。 入所のケースは、感染者は症状が出た日を基準とするため、入所中に症状が出ていれば、入院後に陽性となった場合も20万円の対象となります。

132	感染者が発生した介護施設・事業所においては、感染者発生時点の前に退職していた職員を含めて20万円の支給対象となりますか。	20万円の要件となるには感染者発生以降に勤務する必要があります。
133	慰労金については、社会保険料の天引ができないものと理解しているが、それでよいでしょうか。	給与ではないため、お見込みのとおりです。
134	感染者が出た施設に応援に行き、当該施設で勤務した職員は、20万円ですででしょうか。20万円の場合、申請はどの施設から行うのでしょうか。応援先の施設から応援先の都道府県か、派遣元の施設から派遣元の都道府県なのでしょうか。	慰労金の趣旨に鑑み、慰労金の要件をみたしている場合は、20万円の対象として差し支えありません。派遣元の施設から、派遣元施設が所在する都道府県に申請を行います。その際、例えば派遣元の施設に感染者等が発生していない場合、1人だけ20万円の申請となる場合がありますが、事後的に説明ができるよう関係書類の準備は必要となります。
135	「介護サービス事業所・施設等に勤務する職員に対する慰労金」の支給事業における「イ 支援額」について、以下のとおり訪問入浴サービスを提供した場合、給付額は20万円になると解釈してよろしいでしょうか。 5月20日 利用者にサービス提供（家族の感染情報なく、濃厚接触者と認識せずにサービスを提供） 5月21日 利用者の家族の陽性を確認（発症日：5月14日） 5月24日 利用者の陽性を確認（無症状） 対応した職員3名は保健所から濃厚接触者に指定され、2週間の自宅待機となった。（検査の結果、陰性）	5/20以前に利用者自身が「濃厚接触者」に該当する者であれば、給付額は20万円となります。
・申請手続きについて（136～168）		
136	慰労金の申請はどのように行うのでしょうか。	①現に介護サービス事業所・施設等に就いている者（派遣職員や業務委託による者も含む。）が、勤務先の介護サービス事業所・施設等に代理受領を依頼します。（代理受領委任状を提出）。 ②委任を受けた介護サービス事業所・施設等は、代理受領の委任を行った介護従事者等について、慰労金受給職員表を取りまとめ、一括して都道府県に給付申請します。
137	法人単位での申請とされていますが、県をまたいで勤務している者については、勤務地が所在する都道府県がまとめて支給する取り扱いという理解でよいでしょうか。	慰労金を申請する事業所・施設が所在する都道府県が支給します。

138	<p>慰労金は給与と同時に支払われることが想定されますが、給与振り込みの際に生じた振込手数料は、通常の給与支払によって生じた者であり、慰労金の支払いによって必要となった経費ではないため、補助対象とできないとの理解でよいでしょうか。</p>	<p>慰労金は非課税所得となります。給与等とは別で振り込むなどにより、源泉徴収しないようにご留意をお願いいたします。</p>
139	<p>「新型コロナウイルス感染症対応従事者慰労金（介護分）の支給方法等について」において「3 慰労金の支給及び支払後の処理」－「（1）慰労金の支給」にて「振込手数料は、別途国庫補助の対象」となっていますが、どの事業での要求となるのでしょうか。</p>	<p>振り込み手数料については慰労金の支給事業と一体的に交付となります。</p>
140	<p>慰労金は、介護サービス事業所等に勤務する職員が医療機関や障害福祉サービス事業所等に勤務する場合でも1人につき1回に限るとされていますが、介護・医療・障害福祉のいずれで給付を受けるのかは、法人（職員）の判断によることでよいのでしょうか。</p>	<p>各職員がどの事業所を經由して慰労金を受給するのかは、各職員の判断となりますが、1人につき1か所から申請を行うこととなります。</p>
141	<p>慰労金の支給事業の対象事業所について、訪問看護事業所が慰労金（介護分）の給付対象となっていますが、訪問看護ステーションが慰労金（医療分）の対象事業所としてあげられており、交付金は介護分と医療分のどちらで申請すべきでしょうか。 また、医療みなし指定のサービス事業所についての申請先はどちらになりますか。</p>	<p>慰労金をどちらの事業所経由で申請するかは、各職員の判断といたします。</p>
142	<p>実施要綱3（2）慰労金支給について、市町村直営の介護事業所・地域包括支援センター職員への慰労金の申請者は、市町村長でよいでしょうか。また、市町村が地域包括支援センターの運営を委託している場合は、受託先事業者を申請者とすべきでしょうか。</p>	<p>受託事業も含めて市町村長で差し支えありません。なお、公設施設で制度的に慰労金を受け入れられない場合は、当該事業所（センター）から直接都道府県に申請することとなります。</p>
143	<p>「新型コロナウイルス感染症対応従事者慰労金（介護分）の支給方法等について」における「1 慰労金の給付申請」の「（1）現に従事している者」において「介護サービス事業所・施設等の口座に慰労金を受け入れて、職員に給付を行うことが制度的に出来ない場合（公設の地域包括支援センターや特別養護老人ホーム等）」とありますが、具体的にどの種別が対象となりますか、またその理由はどういうものなのかを明示ください（支払い委託件数等に影響がある内容であるため）</p>	<p>公設、公立施設に係る取扱について、市町村での歳入受入や市町村職員への慰労金の支払い科目の設定等の関係で対応ができない場合を想定しています。</p>

144	<p>「新型コロナウイルス感染対応従事者慰労金（介護分）の支給方法等について」の1 慰労金の給付申請に、介護サービス事業所・施設等の口座に慰労金を受けて、職員に給付を行うことが制度的に出来ない場合の説明があります。</p> <p>これ以外にも、例えば、老人福祉法の施設（養護老人ホームや軽費老人ホーム）やサ高住なども国保連に報酬請求を行っていない施設は都道府県が直接支払うことが想定されていると思いますが、その場合、個別の職員に支給するのではなく、当該職員が対象施設（又は法人）に委任状を提出し、県から施設（法人）にまとめて支払い、その後、施設（法人）から支払うこととしてよいでしょうか。</p>	<p>「利用者に接する要件」の確認をとる必要があるため、原則施設・事業所経由でお願いします。</p>
145	<p>実施要綱3（2）ア（ア）（1）における施設等の勤務を確認するため、就労証明書等、就労を確認する書類を徴収する必要はあるのでしょうか。</p>	<p>申請様式において確認するとともに、各事業所においては都道府県からの求めがあった場合に関係書類が提出できるよう適切に保管する取扱とします。</p>
146	<p>慰労金を事業所が従業員に支払わないことを防ぐシステムはありますか。</p>	<p>システム上の仕組みは無いので、事前の周知徹底をお願いいたします。 ※慰労金支給に係る政府広報等もご活用願います。</p>
147	<p>慰労金を申請するにあたっては、慰労金受給職員一覧を法人単位でとりまとめて提出することとしている一方で、事業所ごとの申請も認めています。例えば、複数の事業所を持つ法人が事業所単位で申請する場合は、それぞれの事業所が法人単位でとりまとめた慰労金受給職員一覧表を添付の上申請することによってよいでしょうか。</p>	<p>お見込みのとおりです。</p>
148	<p>実施要綱3（2）ア 支援対象者について ○ 業務受託者への慰労金支給事務は、委託している事業所・施設等を通じて行うこととするのでしょうか。</p>	<p>受託事業者の労働者個人への支払いについて、基本は慰労金を請求している事業所・施設から支給するものと考えます。</p>
149	<p>慰労金について、特定施設入居者生活介護の指定を受けていない事業所については、都道府県が実施者、特定施設入居者生活介護の指定を受けている事業所は国保連となっていますが、特定施設入居者生活介護の指定を受けている事業所のうち、特定施設入居者生活介護のみ対応している従業員だけではなく、事業所単位で考えて、特定施設入居者生活介護以外の部分を担当している職員も含めて、国保連の対象事業所と考えればよいでしょうか。（特定施設入居者生活介護の指定を受けていれば、事業所単位で考えて、それぞれの職員の担当分で考えるわけではないという理解で問題ないでしょうか）</p>	<p>お見込みのとおりです。</p>
150	<p>慰労金に関し、支援対象者については、本年度末（令和3年3月末）までの申請が可能ですか。</p>	<p>お見込みのとおりですが、早期支給のため可能な限り早めの手続きをお願いいたします。</p>

151	既に行われた事業者独自の慰労金給付の財源に、代理申請により得た給付資金を充てることは認められますか。	本事業の実施要綱発出後に、「実施要綱3（2）介護サービス事業所・施設等に勤務する職員に対する慰労金の支給事業」として都道府県への申請前に慰労金を支給した場合は本交付金の対象となります。
152	実施要綱3（2）関係 複数事業所に勤務しており、合算で10日間の要件を満たす場合、申請先の法人はどのように確認すればよいでしょうか。	基本的には、職員からの申告に基づき、当該職員の慰労金を申請する法人から、関係する事業所に確認をすることとなります。
153	事務所に支払い後、職員から支給されていないとの苦情が出る可能性があります、事業所に請求してほしいとの回答でよろしいですか。	支給対象の要件を満たす職員であれば全員に支給できるため、事業所に請求してほしいとの回答が適切と考えます。
154	実施要綱3（2）ア（II）②の慰労金の支給事業に係る対象者である派遣労働者や業務受託者の労働者が対象となる場合、委託元である介護事業所等の法人が慰労金を申請するという考え方で良いでしょうか。	申請は慰労金の対象となる介護サービス事業所・施設等となるので、派遣労働者や業務受託者の労働者が現に勤務する介護事業所等から請求することとなります。
155	慰労金の支給について、介護・医療・障害福祉を兼務する職員の重複申請も考えられますが、どのようなチェック方法を想定しているのでしょうか。	<p>慰労金の受給を希望する職員は、代理受領委任状を法人に提出する必要があり、その中で当該職員が二重申請をしていないこと、二重申請が明らかとなった場合は返納義務があることを誓約いただくこととされています。</p> <p>また、申請する事業所に対しては、</p> <ul style="list-style-type: none"> ・事業所が県に慰労金を申請する際には慰労金受給職員一覧を法人単位で取りまとめる必要があること、 ・国様式では氏名（漢字、カナ）、生年月日による同一者の有無を確認できること、 ・当該一覧は法人が職員への支給実績を記載した上で県に報告すること <p>などを実施いただくことにより、二重給付の防止を講じているところです。</p>
156	複数事業所に勤務する非常勤職員においての、慰労金申請書の確認方法をご教示ください。	<p>法人単位で取りまとめることで、事業所間の二重申請がないことは法人が確認したものを申請しているという設計です。</p> <p>また、慰労金の受給者一覧が都道府県の手元にいくので、県がデータを連結してチェックすることはできる仕組みにしています。</p>

157	<p>実施要綱3(2)ア 支援対象者について</p> <p>○ (II)②に、派遣労働者の他、業務受託者も含まれていますが、サービス事業所・施設との委託状況の確認資料について、契約書がない場合は、委託元からの証明書を求めるのでしょうか。</p> <p>業務受託者が支給要件を満たしているかの確認資料として、出勤簿の提出を求めることとしますのでしょうか。</p>	<p>一義的には事業所の判断となりますので、都道府県においては必要と判断した場合は確認をお願いいたします。</p>
158	<p>慰労金に関して、20万円の対象と偽ってもしくは間違えて申請してくる場合が考えられますが、20万円の対象施設や対象職員としての証明はどのように行わせるのか御教示願います。</p>	<p>一義的には事業所の判断となりますので、都道府県においては必要と判断するのであれば確認をお願いいたします。(その場合であっても、職員の装備や勤務記録、サービス提供記録、その他の書類を踏まえて確からしいと判断がつけば可と考えます)</p>
159	<p>実施要綱3(2)関係</p> <p>イ①※「患者については症状が出た日、濃厚接触者については感染者と接触した日」とされているが、その日の特定は何をもって行うのでしょうか。</p>	<p>職員の装備や勤務記録、サービス提供記録、その他の書類を踏まえて確からしいと判断がつけば可です。</p>
160	<p>慰労金に関しての対象者の名寄せについて国保連に確認したところ、申請書内(法人内)での確認のみで、医療、障害のみならず、介護分の中でも名寄せを行わないとのことでした。</p> <p>名寄せについては法人内のみで法人間や医療、障害併せての名寄せは実施しなくてよいとのことでしょうか。実施が必要とする場合、何十万人の名寄せをどのように行えばよいでしょうか。</p>	<p>他の法人から受給していないことは、職員が事業所に提出する代理受領委任状で誓約させ、法人単位で作成する受給職員一覧の中で確認済みであることを職員ごとに明記することとしています。</p> <p>一義的には、これらの手続きを通じて、二重申請する職員がいないことを法人が確認した上で都道府県に提出するものと考えています。</p>
161	<p>(2)慰労金の支給事業について、ア支援対象者の(イ)医療機関や障害福祉施設等に勤務する者への慰労金を含め、1人につき1回に限るとあるのは、所謂「みなし事業所」や兼務の医師については医療と介護で重複して支給は受けられないという解釈で良いでしょうか。</p>	<p>お見込みのとおり、重複はできません。</p>
162	<p>感染症患者や濃厚接触者の有無の確認は、どの程度行えばよいのでしょうか。事業所からの申出程度でよいのでしょうか。</p>	<p>最終的には都道府県の判断となるが、原則申請様式での確認とし、できるだけ添付書類の簡素化にご配慮願います。</p>

163	感染症患者や濃厚接触者の有無の確認は、どの程度行えばよいのか。事業所からの申出程度でよいでしょうか。	最終的には都道府県の判断となりますが、原則申請様式での確認とし、できるだけ添付書類の簡素化にご配慮願います。
164	複数事業所に勤務する非常勤職員においての、申請書の確認方法をご教示ください。	法人単位で取りまとめることで、事業所間の二重申請がないことは法人が確認したものを申請しているという設計です。 また、慰労金の受給者一覧が都道府県の手元にいくので、県がデータを連結してチェックすることができる仕組みにしています。
165	派遣労働者や業務受託労働者に対する慰労金の支給は、派遣先事業所からの支給か、派遣先事業所から派遣会社を経由しての支給でしょうか。	職員への慰労金支給方法は、派遣先事業所と派遣会社・受託会社の調整によりどちらからでも差し支えありません。ただし、慰労金の振込手数料は介護事業所が負担する分までが助成対象となります。
166	派遣職員の慰労金の支給を、 派遣先介護事業所→派遣元会社→派遣社員というスキームで想定している場合、振込手数料の補助できる範囲はどこまででしょうか。 (1) 派遣元会社へ振り込むまで (2) 派遣社員へ振り込むまで	(1) となります。派遣先の介護事業所が負担する振込手数料までが補助範囲となります。
167	始期より令和2年6月30日までの間に廃止となった施設・事業所の職員についても、慰労金の支給対象と考えるが、いかがでしょうか。 (支給対象となる場合) 廃止となった施設・事業所に対する申請手続の周知については、どのような方法が考えられますか。 廃止となった施設・事業所に勤務していた従事者の慰労金の申請については、申請を取りまとめるべき施設・事業所が存在しないため、個人で行うことになると思いますが、いかがでしょうか。その場合、勤務期間の証明はどのように取得するのでしょうか。	・事業所の廃止にかかわらず、対象期間に勤務実績がある介護従事者は補助対象となりますが、慰労金の申請については退職者と同様個人での申請となります。勤務期間の証明等については、廃止となった事業所の職員や法人本部等への確認等での対応が必要となります。
168	慰労金の申請書（事業所用）に口座番号を記入する欄がありませんが、どのように記載させれば良いですか。	国保連合会に登録している口座番号に振り込まれることとなります。
・退職者について（169～177）		

169	退職した者はどのように慰労金を申請するのか。	<p>実施要綱に定める支援対象者に該当する者であって、既に介護サービス事業所・施設等を退職した者については、以下のいずれかの方法により給付申請を行います。</p> <p>ア 対象期間（始期より令和2年6月30日まで）における勤務先による申請</p> <p>イ 対象期間における勤務先が所在する都道府県への直接申請</p> <p>※退職者からの給付申請にあたっては、いずれの場合においても、原則として、当該退職者が勤務していた介護サービス事業所・施設等から勤務期間の証明を取得する必要があります。</p>
170	慰労金について、退職者については、連絡先を把握できない場合は都道府県が実施者となっているが、事業所が連絡先を把握できていない中、そのような個人情報個人を個人の同意もない状況で、どのように都道府県が把握できると想定しているのでしょうか。	住所等連絡先を把握していない者への連絡は不要です。退職者から直接都道府県に申請があれば対応をお願いいたします。
171	「新型コロナウイルス感染症対応従事者慰労金（介護分）の支給方法等について」において「1 慰労金の給付申請」－「（2）介護サービス事業所・施設等を退職した者」の中で勤務期間の証明と記載がありますが、具体的なものは何を想定しているのでしょうか。勤務証明を事業所・施設等に出してもらったのでしょうか。それとも給与明細での確認になるのでしょうか。	退職した者の確認については、勤務証明を発行してもらうことや給与明細等でも確認ができれば差し支えありません。
172	退職した者については、退職した勤務先による申請と都道府県への直接申請のいずれかとされていますが、退職した者が県外に転出（または県をまたいで通勤していた）場合、勤務先からの申請であれば勤務先が所在する都道府県への申請、個人からの申請であれば住所を有する都道府県への申請という理解でよいでしょうか。〔例〕勤務先（A県）、退職者（B県）の場合、勤務先であればA県へ申請、個人であればB県へ申請	退職した者は、対象となる施設からの申請か個人で申請となりますが、勤務先であった都道府県への申請をお願いします。 ※住所を有する都道府県の申請とすると勤務実績等の確認ができないため
173	支援対象者に該当する者で、すでに施設を退職した者については、都道府県に直接申請をすることになっていますが、退職者から勤務期間の証明を請求されると思われますが、事業所側から、退職者に事前に対象になることを知らせないといけないのでしょうか。 また、退職者が施設がある都道府県とは別の地域に住んでいる場合、申請する場所は、退職者が住んでいる都道府県に申請を行うのでしょうか。	別の事業所で働いている可能性もあり、施設から知らせる必要はありません。 退職した者は、対象となる施設からの申請か個人で申請となりますが、元の勤務先が所在する都道府県への申請をお願いします。 ※住所を有する都道府県の申請とすると勤務実績等の確認ができないため
174	退職者向けの申請書様式は示さないのでしょうか。また、退職者が個人で申請する場合、添付書類として在籍証明書の添付は必須でしょうか。	個人用の申請様式を示させていただいております。 また、在籍については勤務先の証明で足りると思います。（申請様式に記載欄を設けています）

175	<p>令和2年6月19日付け老振発第2号「令和2年度第2次補正予算における新型コロナウイルス感染症緊急包括支援交付金（介護分）の国庫補助協議書の提出について」の別紙2-1(2)の「退職者からの給付申請にあたっては、いずれの場合においても、原則として、当該退職者が勤務していた介護サービス事業所・施設等から勤務期間の証明を取得し、慰労金を申請する介護サービス事業所・施設等において適切に保管して下さい。」について、退職者が該当期間に在職していた事業所等において証明書を保管するという意味でしょうか。直接申請の場合は申請する事業所等は存在しませんが、誰が証明を保管すればよいのでしょうか。</p>	<p>勤務期間の証明については、申請者及び事業所において写しを取っておく等、それぞれが適切に保管して下さい。</p>
176	<p>派遣会社を通して介護保険事業所で勤務していた者がすでに退職している場合、当該事業所からの申請が難しく、直接申請するケースが見込まれます。この場合、該当期間に在職していたことの証明は、どこから取得し、誰が保管すればよいのでしょうか。</p>	<p>在籍の証明については、派遣会社又は派遣先の事業所から取得し、派遣先事業所及び申請者それぞれが保管して下さい。</p>
177	<p>退職者にかかる慰労金を個人が直接申請する場合で、給与明細等で勤務日数や業務内容が確認できない場合は、勤務先証明欄の記載・捺印は必須となるのでしょうか。 (一部の退職者の中には、勤務先と連絡を取ることを躊躇われ、申請しない職員もいると思われま</p>	<p>勤務していた施設・事業所等の廃業（閉鎖）等により、やむを得ない事情により勤務証明（個人申請書様式における勤務先記載欄）が取得できない場合は、申請先の都道府県と相談の上で、申請者自身が勤務日数や勤務内容を証明する資料を用意して、都道府県に提出して下さい。 (勤務を証明する資料の例) 雇用契約書、労働契約書、辞令、給与明細、源泉徴収明細、勤務表（出勤表）</p>
<p>・併設事業所について（178～179）</p>		
178	<p>訪問看護ステーションについては、医療分においても慰労金及び感染拡大防止等への支援がありますが、感染拡大防止の経費については両方で助成できるのでしょうか。</p>	<p>医療保険及び介護保険両方の指定（みなし指定を含む）を受けている事業所であっても、介護事業所としての業務で必要な経費が発生している場合や介護従事者として慰労金の支給が必要な場合には、介護事業所としての申請が可能となるため、その支給が必要です。 なお、同一の対象に対する両交付金からの支払いや、同一の職員が両慰労金を受け取ることは禁止されます。慰労金については、受領委任に当たって、職員は他機関との重複受領をしない旨の制約を記載する必要があります。</p>
179	<p>例えば、訪問看護ステーションのように介護報酬と診療報酬の双方の指定を受けている場合、新型コロナウイルス感染症緊急包括支援交付金については、医療分と介護分のどちらの対象になりますか。</p>	<p>2重給付とならなければ、どちらから申請しても差し支えありません。</p>